

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 施設監査

施設名：学校

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
【学校】 (1) 物品の管理状況について ア 刃物類等の保管が適正に行われていないもの 教育長が各学校校長にあてた「理科薬品及び刃物類等危険性のある物品の管理の徹底について（通知）」（以下「教育長通知」という。）では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされている。 しかしながら、包丁やはさみ等について、個々の番号の表示が正確でないものや保管場所に名称、数が表示されていないもの、数の表示が正確でないものが見受けられた。 今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。 （西の台小学校、滝尾小学校、判田小学校、植田小学校、横瀬西小学校） イ 薬品の管理が適正に行われていないもの 教育長通知では、毒物及び劇物は、一般の薬品と分けて施錠設備のある専用の保管庫に保管することとされている。 しかしながら、劇物と一般の薬品が引き出しは分かれているものの、同一の保管庫内で保管されていた。 今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。 （植田小学校）	ア 該当校には、包丁やはさみ等について、個々に番号を付け、名称や数を正確に表示するよう指導いたしました。 今後は、適正な管理に努めます。 イ 該当校には、劇物と一般の薬品を別々の保管庫で保管するよう指導いたしました。 今後は、適正な管理に努めます。	